

# 「栄養成分表示」はもうお済みですか？

## ～高知県アンテナショップ「まるごと高知」からのお知らせ～

日頃は、「まるごと高知」の運営にご支援、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

ご承知のとおり「まるごと高知」で取り扱う商品は、食品表示法、JAS 法、食品衛生法、景品表示法等の関係法令を遵守していることが求められているところです。平成 27 年 4 月 1 日に施行された「食品表示法」では、原則として、消費者向けに予め包装された全ての加工食品等に栄養成分表示が義務化されましたが、その経過措置として、表示義務が平成 32 年 3 月 31 日まで猶予されておりますので表示のない商品も取り扱いが可能です。しかしながら、猶予期間が終了する平成 32 年 4 月 1 日以降は、既存商品を含め栄養成分表示のない商品については、「まるごと高知」でのお取り扱いができなくなりますので、予めお知らせします。

併せまして、事業者の皆様におかれましては、栄養成分表示の適正表示について早期の対応を行っていただくよう何卒よろしく申し上げます。

なお、食品表示に関する相談等につきましては、高知県食品産業協議会までお問い合わせください（下記参照）。



### 本件に関する問い合わせ先

(一財)高知県地産外商公社高知事務所 担当:山中、松本  
電話 088-855-4330 FAX 088-823-9262  
E-mail: kochi@marugotokochi.com

### 食品表示に関する問い合わせ先

高知県食品産業協議会(高知県地産地消・外商課内)担当:嶋村  
電話 088-855-5634 FAX 088-823-9262  
E-mail: kaori\_shimamura@sunny.ocn.ne.jp